

令和5年度 第1回学校運営支援協議会

期日 令和5年5月25日(木)

日程 9:30 授業参観

10:20 第1回学校運営支援協議会

11:00 閉会

場所 ランチルーム

【次第】

1 開会

2 校長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 役員選出

5 協議

(1) 令和5年度の学校運営の基本方針及び重点

- ・学校経営方針と重点
- ・学校経営上の重要課題と解決のに向けた取組等
- ・まなびフェスト

(2) 令和5年度の地域とともにある学校づくりの重点活動について

6 その他

7 閉会

令和5年度 学校経営方針及び重点

1 舞川小学校の教育目標

(1) 基本目標

「郷土をこよなく愛し、たくましい実践力を持って、
主体的・創造的に生きていく、心豊かな子」

(2) 具体目標

| |
|--|
| 心豊かで 助け合う子・・・・・・・・情「ゆたかに」 よく考え 学習に励む子・・・・・・・・知「かしこく」 健康で ねばり強く頑張る子・・・・・・・・体「たくましく」 |
|--|

2 学校経営の方針

情・知・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てるために、全教職員の力を結集し、家庭・地域及び関係機関と連携しながら教育活動を推進する。

3 経営の重点

1— 心豊かで助け合う子どもの育成（ゆたかに）—

(1) 「おはごあ」ことばの精神を生かした明るい挨拶の指導

(2) 生徒指導の充実

ア 自分のよさを見つめられる活動の取組

- ① 児童理解の重視（QUテスト実施と結果を生かした取組）
- ② 学校行事及び児童会活動の充実（縦割り班や異学年を生かした活動と交流・振り返り）
- ③ 児童のよさ・頑張りを認め合える雰囲気の醸成（教師が、児童自身が、児童同士が）

イ 学校不応（いじめ、不登校傾向）の未然防止、早期発見・早期指導

- ① いじめアンケート（年2回：6月・9月）実施と全員面談
- ② 学校体制による組織的指導のための随時情報共有と、校内生徒指導委員会、校内就学指導委員会の適時的実施
- ③ 幼小中の連携（出前授業、1日入学等）と情報の共有

ウ 保護者との適切な情報共有

(3) 伝統文化の教育の推進

- ア 鶏舞、鹿子躍の伝承活動の継承
- イ 地域人材の活用による活動の充実と地域と児童が一体となった活動の推進

(4) 環境・福祉教育の推進

- ア 花壇づくり（女性団体連絡協議会との連携）のより主体的実践
- イ 福祉年賀（社会福祉活動推進協議会との連携）の取組と「舞川の里」との交流
- ウ 児童会の募金活動の取組

(5) キャリア教育の充実

- ア 社会人・職業人として自立して生きる資質を養う。
 - ① 目的を明確にした体験活動・社会科見学
 - ② 清掃指導の徹底、係活動・委員会活動の取組
 - ③ キャリアパスポートの取組

2— よく考え、学習にはげむ子どもの育成（かしこく）—

(1) 基礎・基本の定着

ア 「わかる授業」を目指す授業改善

- イ 舞小タイムの全校一斉取組
- ウ 百マス計算タイムの実施
- (2) 主体的に学習に取り組む態度の育成
 - ア 授業と連動した家庭学習
 - イ 家庭学習強化週間（年3回：2回は小中連携して実施）
- (3) 教員の指導力向上
 - ア 研究教科を中心とした校内研究の充実
 - イ 全国学調、県学調、CRTの結果分析を活かした授業改善
 - ウ ICTの効果的な活用
- (4) 「ことば」の力を育てる教育
 - ア 朝読書（読み聞かせボランティアの活用）、学校図書館の充実（読書普及員の活用、システムの更新）
 - イ ことばの時間の充実
 - ウ 聞く、話す場の設定（朝の会・帰りの会、授業、各集会活動）

3— 健康で、粘り強く頑張る子どもの育成（たくましく）—

- (1) 健康安全教育の充実
 - ア 望ましい生活習慣の指導
 - ① 手洗い、うがい、マスク着用（文科省：「学校の新しい生活様式」）
 - ② メディア利用に重点を置いた生活習慣の指導
（「家庭学習強化週間」・みつめようカードの活用等PTAとの連携）
 - イ 健康教育の充実
 - ① 感染症対策の徹底（新型コロナウイルス、インフルエンザ）
 - ② 疾病予防と早期治療の奨励（むし歯治療率100%）
 - ③ 肥満児傾向児の予防指導（クローバー教室の実施）
 - ④ 食育の推進（給食センター職員との連携）
- (2) 体力・運動能力の向上
 - ア 朝運動の取組（マラソン、縄跳び）
 - イ 運動能力テスト結果の活用
- (3) 安全教育の充実
 - ア 安全指導の徹底（交通安全、自転車、スクールバス利用指導）
 - イ 避難訓練（スクールバス、通報・消火器の使い方、第2避難場所）
 - ウ 家庭や地域との連携強化（あいさつ運動、メールによる情報提供と登録の推奨）

4 特別支援教育の充実

- (1) 「個別の指導計画」「個別の支援計画」に基づく継続的な指導
- (2) 交流及び共同学習の充実（所属学年との交流、交流籍を活用した交流）
- (3) 保護者、関係機関との定期・随時の連携（発達支援センター、いっすね、特別支援Co等）
- (4) 研修の充実（在籍児童の障がい等の理解、支援学校・市教委特別支援Co等との連携）

5 家庭・地域との連携を大切にした学校づくり

- (1) 学びフェストを軸にした学校評価による目的達成型の学校経営
- (2) 保護者や地域の声を生かした学校経営（保護者アンケート、学校運営支援協議会等）
- (3) 情報提供の充実（校報、学級通信、保健だより、メール配信（定期・随時）、HP等）
- (4) 地域人材・諸団体・学校支援ボランティアを活用した活動の充実
（図書ボランティア、伝承芸能保存会、市民センター、女性団体、防犯協会、社会福祉活動推進協）
- (5) 幼稚園、中学校との連携・交流
 - ア 舞川地区教育連絡協議会（授業参観・総会・懇談会）
 - イ 日常的な情報交換（授業・保育参観、中学校出前授業、園児の学校訪問）

第1回 学校運営支援協議会 資料

一関市立 舞川小学校

1 学校経営上の重要課題と解決に向けたおもな取組

- (1) 学級経営の安定
 - ア 指導力の向上及び特別な支援を要する児童への組織的な支援
 - イ 児童の気持ちに寄り添った指導
- (2) 学力向上に向けた取組
 - ア 学力向上担当による取組の推進
 - イ ICT 機器の効果的な活用
 - ウ 舞小タイム → 全校一斉取組の定着指導
- (3) 特別支援教育の充実
 - ア 個別の指導計画に基づく継続的な支援
 - イ 保護者・関係機関との連携

2 前年度の学校評価・経営反省、各種調査結果等の活用による今年度の経営改善点

- (1) 組織的な生徒指導の推進
 - ア 登校不安児童への組織的対応と保護者との連携の強化。
 - イ 自己肯定感・自己有用感の向上。
- (2) 望ましい生活習慣の定着、メディア利用の自己管理
 - 「みつめようカード」「家庭学習強化週間」のタイアップ

3 人材育成に向けた具体的な取組

- (1) 勤務状況確認シート・育成指標のセルフチェックシートの活用
 - 面談を通して、状況の確認と目標や手立ての共有
- (2) 若手教師及び講師への支援と転入職員へのケア
 - 風通しのよい職員室風土の醸成
- (3) 主任層へのサポート

4 特色ある復興教育の取組と防災関連の取組

- (1) 復興教育：「かかわる」（地域連携）
 - ア 伝承芸能活動（相川地区「鹿子躍り」、舞草地区「鶏舞」） 継続可能な活動になるよう改善
 - イ 環境・福祉活動（花壇作り、ふるさと年賀状）
- (2) 防災取組：年4回の避難訓練(①スクールバス、②地震、③不審者侵入、④火災)
 - SB 運転手との学期末情報交換会や日常的連携を重視

5 生徒指導関係等

5月27日現在

| | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 生徒指導 | 不登校 | R 5 | 0 名 | いじめ | R 5 | 0 件 | その他の生徒指導面での課題 |
| | | 別室 | 3 名 | | 解決 | 0 件 | |
| | | R 4 | 4 名 | | R 4 | 4 件 | |
| | | 別室 | 4 名 | | 解決 | 4 件 | |

- いじめ防止、早期発見、対処のために留意すべきこととして、職員で確認した事柄
 - ・児童の日常観察を通して気になる児童について職員会議・職員朝会で情報共有する。
 - ・いじめアンケートやQ-Uテストの確実な実施とアンケート後の全員面談の設定

6 その他

- (1) 超過勤務時間の縮小に向けた取組 職員の意識改革と ICT 活用の推進
- (2) 児童数減少のため、花壇の数を 13 に縮小



令和5年度

一関市立舞川小学校

まなびフェスト

目標達成率
(あいさつ90%、授業が分かる90%、体力作り90%)

- 「おはごあ」ことばの精神を生かした明るいあいさつの指導
 - ・自分から、相手を見て、相手に聞こえるように
- 自分の良さを見つめられる活動
 - ・児童会活動や行事への取り組み
 - ・縦割り班を生かした活動と交流
- いじめの未然防止と早期発見
 - ・いじめアンケート、Q.U.テストの実施と全員面談
- 伝承活動 鶏舞、鹿子躍の継承
 - ・鶏舞、鹿子躍の継承
- 環境・福祉教育の推進
 - ・花壇づくり、募金、福祉年賀

心豊かで助け合う子

- わかる授業を目指す
 - ・考えを進んで話す授業づくり
 - ・見やすい板書とテンポある授業
- 舞小タイムの全校一斉取組
 - ・力をつける定着指導
- 家庭学習の充実
 - ・授業と連動した家庭学習
 - ・「家庭学習強化週間」(年3回)
- ことばの力を育てる
 - ・朝読書、図書ボランティアによる読み聞かせ
 - ・聞く、話す場の設定
 - ・ことばの時間の充実

よく考えて学習する子

- 望ましい生活習慣の指導
 - ・手洗い、うがい、マスク着用
 - ・メディア利用の自己管理
- 健康教育の充実
 - ・感染症対策の徹底
 - ・食育の推進
 - ・肥満の予防・改善
- 継続した体力作り
 - ・朝運動(マラソン・縄跳び)
 - ・運動能力テスト結果の活用
- 安全教育の充実
 - ・避難訓練、安全指導の徹底
 - ・家庭や地域との連携強化

健康で粘り強く頑張る子

ゆたかに

- 日常のあいさつと「おはごあ」ことばを大切に
 - ・自分から進んで挨拶できる子に
- 子どものがんばりを認め、励ます
- 家庭での役割の継続
 - ・家の仕事やお手伝いを進んでやる子に
- 地域やセンター行事への積極的な参加

かしこく

- 家族での会話の時間を大切に
 - ・様々な会話から知的好奇心を育む
- 家庭学習の時間を決め、習慣化と充実を
 - ・学年×10～15分
 - ・「家庭学習強化週間」はノーゲームデー
- テレビを消して親子読書を
 - ・「テレビを消して読書共同行動2022」に参加

たくましく

- 望ましい生活習慣の確立
 - ・早寝、早起き、朝ごはん
 - ・手洗い、うがい、マスク着用
 - ・みつめようカードの取り組み
- メディア(テレビ、ゲーム、SNS等)利用のルールづくりと利用時間の自己管理
- 疾病の治療
 - ・むし歯の治療100%
- 非常時の対応の仕方の確認

みつめようカード目標達成率(早寝・早起き90%あいさつ90%朝ごはん100%お手伝い90%読書85%)

一関地区防犯協会舞川支部

豊かな心を育てる舞川地域推進協議会

舞川地区社会福祉活動推進協議会

舞川地区女性団体連絡協議会

学校運営支援協議会

舞川体育協会

舞川市民センター

舞川地区教育連絡協議会

舞川児童クラブ

(2) 令和5年度地域とともにある学校作りの重点活動について

| | 学校・児童 | 家庭・PTA | 地域社会 |
|------------|--|---|---|
| 推進団体 | 舞川小学校 舞川小学校児童会 | PTA 各家庭 | 舞川市民センター 舞川地区区長会 民生児童委員 舞川児童クラブ 防犯協会舞川支部 舞川女性団体連絡協議会 舞川地区社会福祉活動協議会 伝承芸能指導者 |
| 教育活動内容等 | | 支援活動内容(案) | |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・春の交通安全指導 ・交通安全教室 ・観福寺への校外学習(低) ・1年生下校指導 ・伝承芸能活動(通年) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の見守り支援 ・伝承芸能指導(通年) | |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・花壇作業 ・学級園栽培活動 ・校庭環境整備 ・運動会 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の見守り支援 ・教育活動前支援(作業) | |
| 6月 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・舞川巡りの校外学習(2年) ・プール清掃 ・花壇作業(花苗植え) ・PTA環境整備作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動前支援(作業) ・児童の見守り支援 ・教育活動前支援(作業) | |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・PTA資源回収事業 ・下校指導(全学年 SB含) | <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動前支援(作業) ・児童の見守り支援 | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・校庭環境整備 ・動物いのちの授業(低) ・祖父母参観(交流) ・PTA教育講演会 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の見守り支援 | |
| 10月 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・校内ロードレース大会 ・花壇作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動前支援(作業) ・児童の見守り支援 | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと年賀 ・除雪作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の見守り支援 ・教育活動前支援(作業) | |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業 ・1日入学 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動前支援(作業) ・児童の見守り支援 | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・伝承引継ぎ式(着付け) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の見守り支援 | |
| 3月 | | | |
| 通年 | | あいさつ運動 | |

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解雇又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。